

敬老会事業について

1. 目的

75歳以上（平成28年4月1日現在）の高齢者を対象とし、自治会で敬老会等の事業を実施することにより、地域の絆を深めることや高齢者を敬う気持ち、そして、見守りをしていただくことを目的とします。

《事業例》

- ① 自治公民館等で、高齢者を招待し敬老会（飲食や芸能等の催し）の開催、健康教室（講話）等を行う。
- ② 高齢者の見守りも兼ね、敬老祝品を持って高齢者宅を訪問し、敬老の気持ちを伝える。（現金や商品券の配布はしないでください。）

2. 事業交付金

交付金の額は、下記記載の①規模割、②参加者割、③集会割の合計額を交付限度額といたします。ただし、事業にかかった費用が交付限度額以下の場合は、その費用が交付額となります。

①規模割		②参加者割		③集会割
参加人数(対象高齢者)	金額	参加人数(対象高齢者)		
15人まで	5,000円	1人当たり	1,000円	公民館で教室等を開催した場合 10,000円
16人以上25人まで	10,000円			
26人以上35人まで	15,000円			
36人以上45人まで	20,000円			
46人以上55人まで	25,000円			
56人以上65人まで	30,000円			
66人以上	35,000円			

【計算例】

- ・地区内の対象高齢者50人のうち、敬老会（教室等開催した場合）に40人が参加した場合は、
①規模割20,000円＋②参加者割40,000円＋③集会割10,000円
＝交付限度額は70,000円となります。

3. 交付金申請

事業実施後に、別添の提出をお願いします。

- ①「敬老会事業交付金交付申請書」（1ページ）
- ②「敬老会事業実施報告書」（2ページ・3ページ）
- ③「敬老会事業交付金交付請求書」（口座振込は4ページ）
（現金受取は5ページ）

なお、実施報告書には「写真」と「領収書の写し(コピー)」を添付してください。（実施報告書の記入例は6ページ）

また、口座振込を希望される場合は、振込先口座の確認（金融機関・口座番号・口座名義）のため、通帳をご持参いただくか、通帳の写し(コピー)の添付をお願いします。

請求書提出の際に、委任状が必要となる場合がありますので、代表者の印鑑(個人印)をご持参ください。